

Title	勢州松坂に於ける銀札の沿革 (中)
Sub Title	
Author	三井, 高陽
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.4 (1924. 4) ,p.599(135)- 612(148)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240401-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

論を以て其資本主義制度に關する經濟學的解剖の中心學說、換言すれば其經濟學說の基礎とするは即ち可なり。されど此價值論は社會主義の單に回避す可からざる所以を辯證するを以て要旨とする所の、彼れの社會主義學說中に於ては何等の端役をも演ずるものにあらず——
 Marx 自身其「資本論」中 Proudhon を批判せる一齣に云ふ、「Proudhon は先づ其正義の理想、其永久的正義の理想を商品生産に應當する權利關係より汲み來り、次で逆に此理想に従つて現實の商品生産及び是れに應當する權利關係を改造せんと希求する。若し一化學者ありて、新陳代謝機能の現實の諸法則を研究し此基礎に立脚して、特定の問題を解決せんとせず、却つて代謝機能を『自然性』と『親和性』との『永久の理想』に従ひ改造せんと企圖する者あらば、吾人は彼れを如何に考ふ可きや。若し吾人にし

て『高利』usury は『永久の正義』『永久の公正』『永久の互助』其他『永久の諸真理』に背反せりと言へりとせば、かの教父等がそれを『永久の恩寵』『永久の信仰』及び『永久の神意』に背反せりと云へる場合よりも、吾人は實際教父等に比し『高利』に關して知る所が多いであらう乎」(Capital, London, 1891, p. 56) 2——
 洵に一批評家の所言の如く Marx は社會運動を以て歴史の自然的過程と看做し、そは常に人類の意志意識及び意向より獨立せるのみならず、寧ろ反對に人類の意志意識及び意向を決定する所の、諸法則に依つて支配せらると思惟せるものである。斯くの如き態度は曷んど道德的根據、例へば労働者は其全生産物を收受し居らずと云ふが如き道德的根據に立てる新社會組織の要請と調和する所あらんや」と (Sinkhovi-
 tsch: Marxism versus Socialism, pp. 211.) リカ
 アド派社會主義と所謂科學的社會主義との軒
 輕亦た知る可きのみ。

爰に於てか吾人は本稿に研覈せる小團の社會思想家を以て、其前代の放縱なる空想的社會主義に顯然數歩を進むると共に、尙所謂科學的社會主義を去る事甚だ遙遠にして、畢竟前者より後者に移る轉期に於て重要な役目を演ぜしものと見る可しと云ふ前言を反覆し、以て結論に代へんと欲するものである。

(完)

勢州松坂に於ける銀札の沿革 (中)

三井 高陽

然らばこの銀札の發行が、如何なる程度に及べるか、今文政九年戊正月より十二月迄銀札方

御勘定目録なる舊帳簿によれば次の如し。
 三千九百四兩三分
 銀札五萬二千四百一兩一分
 以上戊正月へ越物
 廣札三百二十八貫匁
 其内百六十四貫匁 御爲替組
 百六十四貫匁 三井組
 以上成年中刷立出來高
 兩組成年へ越物 金二千四百七十五兩三分
 銀札一萬八千六百九十三兩
 右の報告は兩組連名にて文政十年五月二十五日決算清書の上、紀州藩勘定所に差出せしものなり。
 而して文政十二丑年の勘定書によれば
 金二千六百四兩二分
 銀札五萬八千三百八十四兩三分
 以上丑正月へ越物
 銀札三千兩(五百三十二貫目)

其内千五百兩 御爲替組

千五百兩 三井組

以上丑年刷立出來高

兩組寅年へ越物

金二千三百五十兩二分
銀札一萬六千三百十六兩

これ文政十三年の報告にして、之を以つて見
るも文政九年より越高の減少せるは明なり。然
れども文政十、十一年兩年の勘定目録現存せざ
る故に明瞭ならざるも、文政十二年六月七日三
井八郎右衛門より伊勢に送れる手紙に、

銀札方御勘定目録出來上り是迄兩組手代方出
府仕り來り候處年々出府の儀は迷惑に存候に
付彼此れ雜費も相掛り其趣願上候處和歌山に
於て御受濟被爲下候段即ち亥、子(十年、十
一年)兩年分御勘定書の寫二綴被差上候由承
知致し一覽仕候

とあるを見ても、從來極めて繁雜なりし手數を
次第に簡單にせんと企てつゝありし有様歟と

内二萬六千七百四十八兩 貸方

とあり、此の貸方とは田丸筋へ三千兩、勸農筋
へ六千八百兩、御爲替組へ三千兩、其他諸方
面へ貸金ありし爲め、相等の額に上りしなり、

二萬五千六百七十三兩 貸付の上受有銀札

千六百二十八兩二分 本年より寅年迄年々延金の
高

へ二萬七千三百兩二分

總計五萬四千四十八兩二分

これ銀札の總高なり。右の總高に對する利息と
して、一年に千兩を毎年正月に上納する定なり
き、其の内五百兩は上納し、残りは預りて年限
明けの節利息積立上納することに定り居れり。
その上納の際の御願書左の如し。

奉願御銀札之事

合銀札五萬四千四十八兩二分

右御銀札私共一同當卯年より未丑年まで十一

ヶ年間奉願貸方融通取計可仕候尤御利息の儀

得べし。

文政十三年一月より十二月迄の統計を見るに

金 二千三百五十兩二分

銀札 六萬二千五百二兩二朱

これ文政十二年より十三年への越物にして、文
政十三年の發行札は

二千四百三十兩 御爲替組

三千五百七十兩 三井組

然して天保二卯年への越物は兩組合せて

金 二千百五十二兩二分二朱

銀札一萬七千二百二十八兩三分二朱

なりとす。今内存書の記載する所によれば

未年より寅年(文政十三年)迄の刷上札

銀札五萬八千六百七十兩

其内 三千二百五十兩 傷及汚札裁切の上和歌山
へ差出

内 三千兩 傷及汚札裁切差立可申管

差引五萬二千四百二十兩

は年々正月金千兩宛上納可仕候仍而一札如件

天保二卯年九月

銀札方兩組

右は三井組及び其他が九月二十七日松坂に會合
相談の上決定したるものなり。

天保二年在來の三井組連名、爲替組連名の名

稱を改め、銀札會所なる名稱を用ひ、傍らに松

坂三井組、或は松坂爲替組の添印を捺すこと、

なせり

天保二年正月より十二月までの目録には

金二千百五十二兩二分二朱

銀札六萬六千百兩三分二朱

以上天保二年正月への越物

銀札百三十六兩 天保二年刷立出來合高

内百二兩 御爲替組

三十四兩 三井組

合て二千六百九十二兩三分

外に利息として金五千四百二十四兩一分二朱

銀札六萬八千九百四十三兩一分二朱

内汚札として捨てたる分

金四千二百五十兩

銀札四千七十七兩餘

差引金千七百七十四兩一分一朱

銀札六萬四千八百六十六兩一分二朱

右天保三辰年正月へ越物

次に天保三年の勘定を見るに

金 千七百七十四兩一分一朱

銀札六萬四千八百六十六兩

右は天保三辰年正月へ越物

銀札一萬二千四百七十五兩天保三年の新刷

内六千三百三十兩

御爲替組

六千三百四十五兩 三井組

外に利息として合せて

金一萬四千五百六十三兩三分二朱

銀札七萬九千七百四十一兩一分

内支拂と焼捨

金九千六百七十五兩

銀札一萬四千九十二兩

差引金四千八百八十八兩三分二朱

銀札六萬九千二百七十九兩一分

以上天保四巳年正月へ越物

右は天保四年の報告なり。

天保四年五月二十一日銀札方兩組より、勘定方へ差出せる書面によれば、五月二十日盜賊押し入り、銀札八百三十五兩入の長持を開き六百十五兩持ち去りたる旨記載あり。

さてこの銀札を借用せるもの尠からざりしも、これを返済するもの極めて尠かりし爲め、天保五年二月十日伊勢の三井より京都各店に送れる手紙に、借用の面々は其他の借財等にて中

々返済致し兼ねる向多きも、銀札は我等兩組に一任せられ居る爲め、却つて自由の處置取りにくきにより、今後その監督を藩に依頼したき旨、願出せし事を述べ居れり。その結果、銀札の流通引替の形式方法は非常に詳細に規定せられたり。而して當時返済者極めて尠かりし爲め、銀札方兩組も困却の餘り、それが督促は、到底町人の力の及ばぬ所なりとて、役所に依頼せるものなりしが、明治維新の際には藩の信用地を拂ひ、却つて藩は三井の看板を掲げて纔に焼打を免るゝに到れる主客顛倒の有様を呈するに至れり。

而してこの銀札流通引替の形式と、其運用方法とは次の如し。即ち役人は和歌山より松坂その他へ出張して銀札方役所へ出で行き、松坂の銀札方たる三井組及び爲替組の者が其の銀札方役所へ紙を持參し、そこにてそれに印刷せり。

銀札方役所は松坂町の外に大坂高麗橋、堺甲斐の町、兵庫北仲町等にありき。而して約束引受高だけ町人に向け引渡すものにして、十名の町人に流通を記して其の約束高を引受けしめ、引受けたる町人は正金を其の代りとして銀札方役所へ納め、引受けたる銀札に自分の家の判を捺し、「受札」なる名稱を附して取引先に持參す。これを受取たる取引先にては其の銀札を役所へ提出す。役所にては其の銀札を取纏め町人方へ持參して正金と引替ふ。この方法は銀札流通の根本なれども詳細は後章に於て之れを述ぶる爲めこゝには略す。

これより以降の逐年記録勘定書完全に揃ひ居らざる爲め明白ならざるも、天保六年十二月幕府へ届出でたる發行高の記録、斷片ながら残存せるものによれば

銀三十四萬二千四百八十一貫目

此錢千三百六十九萬九千二百四十貫文

但銀一匁ニ付錢四十文ノ割合ヲ以テ

此金高百十四萬千六百三兩一分一朱

但金一兩ニ付銀三百匁ノ割合ヲ以テ

とあり。

弘化二年五月二十九日、京都の三井より松坂へ宛てたる書翰に

一、其地銀札方の儀當月長谷川治郎兵衛殿當番に代り勤め喜兵衛相勤可申候處去る二十一日例之通出勤南組より忠兵衛之儀摺方御用にて出勤右兩人并見習手代兩人等御藏開け申候處壁を切抜有之候ニ付打驚き其組詰役人共へ申被遣候夫々立會候上相調候處長持の銀札六百十五兩紛失有之候云々

とあり、斯く屢々盜難ありし爲め、其度毎に負擔加重し、町人は益々其防備を嚴にせざるべからざるに至り、藩に依頼するより、町人各自に

泉州攝州播州へ御達有之様被致度事但シ引替町人名前ハ追テ御達可申上候事

右銀札追々摺増候テハ此節ノ融通相成候へ共追テハ弊害モ可生右豫防ノ爲メ元文之度鑄錢御免ノ先例ヲ以此節當百錢鑄造ノ儀領分へ爲御請負被成下鑄錢雜用引去益高ノ内五步通上納五步通りハ拜借被成下候様仕度旨

願出たるに對し、幕府は十月二十二日附を以つて鑄錢の件は許可せざるも、五ヶ國通用の儀は差許す旨送せられたり。この消息を次に述べん。其の引替町人の名として、藩より幕府へ、三井八郎右衛門、山中善右衛門、長田作兵衛、米屋平右衛門、平野屋五兵衛、鴻池屋善五郎、辰巳屋久左衛門、加島屋作二郎(南紀徳川史には作正とす)、米屋喜兵衛、笹屋勘左衛門の十名を指定して上申せしに、十二月四日附にて發表せられたり。

保護するを便とするに至れり。

第三章 五ヶ國融通政策時代

文久より慶應にかけ、幕府及び諸侯は、その出費益々増加し、紀州藩に於ても何等か方法によりこの急場を救はんと努力し、先づ窮餘の一策として、徳川幕府に願出で、公儀御願を以つて百文錢を鑄造し、財政の逼迫を緩和せんとの申立をなせり。されど幕府にても容易に許可せず、遂に沙汰止みとなり、茲に已むなく五ヶ國通用の方法を考案するに至れり。要するに現時使用の松坂銀札を五ヶ國に強ひて通用せしめんとせるなり。即ち慶應二年十月四日、閣老板倉伊賀守へ

「紀伊國內商人共ヨリ近國へ買用取引銀之内へ時宜寄銀札取交爲相渡最引替ノ儀ハ大坂表紀伊殿出入町人身元相應ノ者へ申聞聊無差支引替方爲取扱可申付無危殆請取候様和州河州

これより先、幕府の許可指令前に、紀州藩にては既に町人側と内談を進め、十一月二十二日藩の垣屋十郎兵衛、津田監物等より各町人の意見を問はんが爲めに召寄せ、當日左の命令を傳へたり。

藝州表御出張相成莫大之御失費

御公邊御申立百文錢御鑄造之儀御願立被遊候得共御免不相成依而紀伊國商人共通用之銀札此度五ヶ國通用之儀御願立御聞濟相成則紙寫通被仰渡書御下ヶ渡堅他見御指留め被遊候右銀札於大坂新規引替所高麗橋筋於今橋筋之内江一ヶ所御取建右引替所御國表並藝州表銀札手馴之仁御呼登セ相詰引替可申右取扱名前

御公邊に御書上被遊度則左ニ

三井八郎右衛門
米屋平右衛門

鴻池屋善右衛門

加島屋作兵衛

辰巳屋久左衛門

平野屋五兵衛

米屋喜兵衛

鴻池屋善五郎

加島屋作二郎

笹屋勘左衛門

右之通御公邊の御書上被遊度由被仰渡候事

即ちこれによれば、五ヶ國通用及び百文錢鑄

造を願出で、其の内鑄錢のみは不許可となつた

のが十月で、十一月には銀札五ヶ國通用のみ許

可となり、更にこれが取扱町人の名を書出し、

いよ／＼町人の名前も許可となつたのが十二月

四日なりと斷定するを得べし。尤も右十人の外

に最初錢屋忠兵衛も其の一名に加へられ居りし

も同人の辭退により除かれたりと、載録せられ

口 上 覺

此程被蒙仰候御國表銀札引替取扱之儀主人共

方へ拜見登候所御手堅ク御仕法之趣御請奉申

上候様申越候付御請書差上候乍恐御規定書

追テ御下ケ被成下候様奉願上候 以上

寅十一月

三井八郎右衛門名代

吹田四郎兵衛

江戸堀御役所

斯くして三井及び其他の町人共にも夫々下命

ありて引受けたるなり。勿論これの引受の利益

なりしや否やについては今更呷々するを要せ

ず、僅々一ヶ年にして此の制度の瓦解せしを見

ても明なり。而して右引受に對し藩の役人より

三井に送れる次の如き書付現存せり

一金五枚

代り三十七兩二分

外に金五十兩

此程於

たり。

右の如く命令を受けたる各町人は、十一月を

れ／＼請書を江戸堀役所へ提出し、承諾の意を

明にせり。これ最初より許可の指命等總べて江

戸堀役所にて取扱へるによれり。當時三井より

提出せる請書の寫、今尙ほ存す、即ち左の如し

御 請 書

一、今般御國表銀札和州外四ヶ國通用引替方

取扱之儀大坂店の被仰附奉畏候依之御請奉申

上候以上

寅十一月

三井八郎右衛門

江戸堀御役所

右の請書を齎して、三井組にては三井組の重手

代吹田四郎兵衛をして口上を提出せしめ、茲に

承諾の意思を表明して成立せる次第なり。其の

口上左の如し

公邊御許容相成候銀札筋之儀別而御働兼て御

用向をも骨折候品も有之付外にも御内々被下

候

十二月

而して十二月二十一日改めて、三井八郎右衛

門を呼出し、當時八郎右衛門病中なりし爲め、

名代黒田藤兵衛出頭、勤務の公式命令傳達せら

れたり。而して其の公式命令は前掲の如く形式

的のものなりき。此の銀札五ヶ國融通に方つ

て、町人と直接關係せるは、津田監物、垣屋十

郎兵衛なりしも、實際各町人に向つて談判交渉

せしは其の下役なりし諫川三郎平なりき。我が

三井に於ては吹田四郎兵衛専ら諫川氏と直接交

渉せし形跡見ゆ。而して各町人の引受高を異に

し、前に記されたる順序に各々財産高に準して

引受高を決定せるものなりしが、各町人は各自

の引受高を書上げ上達せしめられたり。これも

皆諫川氏の盡力又考案によれるものを傳へらる。

銀札方役所は大坂高麗橋、堺甲斐の町、兵庫北仲町等に設けられ、其内大坂高麗橋引替所は三井家にて提供せるものにして、三井家にては大坂店をして専らこれが用務に當らしめたり。同年十二月三井名代の口上書に

乍恐口上

高麗橋三丁目醫師 三上逸民

病氣に付代 吉右衛門

高麗橋三丁目にて私持家此度

紀州様銀札御引替所ニ御貸申上候間此段乍恐

御届奉申上候 以上

二十四日

吉右衛門

年日 苧屋佐兵衛

御奉行様

これによれば三井にて三上逸民の家を借り、紀州家の用に充てたるものなり。此の届書と同時三井の重役より左の如き届を差出し居れり。

高麗橋三丁目三上逸民居宅私へ借請此度御銀札御引替所ニ御借上ケノ儀此程中逸民及掛合候處御貸上ケ可仕候旨御請申出候依之御請申上候 以上

十二月

吹田四郎兵衛

愛宕直左衛門様

森部市之丞様

右口上を差出したる後、町御觸書御發布の二十四日に、三上逸民より前記の届書、奉行所に提出せられたるなり。因に諫川三郎平は役格よりして、上役なる愛宕直左衛門、森部市之丞の名によつて署名し、この兩名は垣屋、津田の兩

吏の命令により、取計へるもの、如し。今參考迄に當時の役人名を列擧すれば

慶應三年五月に於ける銀札關係紀州藩吏の表

御用人 津田 監物

御勘定奉行 三名

垣屋十郎兵衛

坂部惣太夫

草野院之助

御勘定組頭 七名

高橋善左衛門

小杉貞助

田中貞助

愛宕直左衛門

小池十太夫

木村五一郎

森部市之丞

引替所詰紀藩派吏 二名

家城惣兵衛 大高傳次

これ等が當時町人と直接關係せし役人にして中にも森部市之丞、愛宕直左衛門等はよく働ける人にして、就中森部の如きは幕末、維新多事の際非常に活動して、藩政の整理に努めたる人なり。

五ヶ國通用の成立に至れる事情前述の如く十一月に幕府の許可並に町人の承諾を得、いよ／＼十二月二十四日を以つて町お觸として、銀札五ヶ國流通の件、大坂に觸出されたり。十一月二十四日を以つて許可の日なりとなす説もあれども、そは此間の消息を混淆せるものにして、お觸の日々許可指令の日とを取違へたるより生じたる謬説なり。二十四日各町人はいづれも其の手代を遣はし、町觸發布と同時に公式に五ヶ國通用銀札引替所御用筋仰付の辭令交付せられ

たり。以つて其の辨體の甚しかりしことを知るべし。當日出頭したる各町人の手代名左の如し

町人側三井八郎右衛門 名代 吹田四郎兵衛

同 米屋平右衛門 名代 萬 兵 衛

同 長田作兵衛 名代 田淵九八郎

同 辰巳屋久左衛門 名代 村川半兵衛

同 山中屋善左衛門 名代 品川小三郎

同 平野屋五兵衛 名代 佐藤等兵衛

同 鴻池屋善五郎 名代 彌一兵衛

同 米屋喜左衛門 名代 慶 助

同 笹屋勘左衛門 名代 伊達伊助

同 加島屋作二郎 名代 山本 利介

斯くして成立したる引替所は、年内には開所祝、其の他の儀式祝儀等に日を費したるも、金品交換等も相等に多額に上りしが如し。其の當

時の記録の残存するもの多けれども、別に記載すべきものもなし。たゞ十二月三十日附の記録に、

(前略) 此度御通用被仰出候銀札銅判印に二見浦に日の出之御印御座候ニ付御引替所御座敷御床に被懸候御掛物に被遊度右二見に日の出之御掛地御染筆八郎右衛門様に御頼被遊度段垣屋様より御頼に付云々

と云ふ記事あり。これ銀札方面には關係なきことなれども、茶道の方にて、千家の二見浦の香爐といはるゝもの、現に三井家に藏せらるゝが、この銀札御用一件にて紀州藩との間に授受せられたる香爐、茶壺等に二見浦の圖を用ひたるものあり、この二見浦が大いに興味あることにして、銀札にもこの圖を載せたるものありしが如し。別に大した意味あることにあらざるも序に録せるなり。

以上は慶應二年に於ける、この政策開始當初

の記録なるが、翌慶應三年正月二十九日愛宕直

左衛門、諫川三郎平兩役人より書面にて、いよ

々前記十人に對し一人當り五貫目宛銀子に引

替捌試しをなすべき旨命令あり、二月三日銀札

引替所へ出頭すべき様傳達せられしより、當日

は各主人並に名代全部出頭し、一月二十九日の

命令により、各町人一人當り五貫目の銀子は振

手形を以つて納め、銀札五貫目を受取り、料理

の饗應ありて一同退散せり。尙ほ毎月の銀札會

所の費用はいづれも町人の分擔にかゝり、町よ

りの請求に應じて支出せるものなり。

斯くして五ヶ國流通は、財政救急策として案

出せられたるものなるが、其の實施の結果、兎

角流通の圓滑を欠き、思はしき結果を見るを得

ざりき。即ち四月十四日の書狀に

一、銀札捌方至極心配にて前之もの迄も行届

買物代銀に受取可申様尙又聊之儀には候へ共包銀溜め等に相違可申様御吹聴可被候札請候

ば、金相庭觸高か直にて金子受取可申事

一、銀札に引替御溜り合在之候は、高麗橋引

替所へ御持參被成候は、代り銀手形御渡可申

候外に銀札十貫目に付銀二百目つゝ揃料被下

候事

とあるを見ても、其の大意を推知するを得べし。

かく、最初より不成績と知れ切つた銀札は、

極力その捌け方を講じたるも、力及ばず、同年

十一月の紀州産物方の書類を見れば、大坂紀州

藩御産物取締役より御勝手方御役所へ差出した

る書面に「紀州と大坂との相場甚しく相違し、

加ふるに銀札の捌け方よろしからず、銀札受取

人は其の處分に對し施すべき手段を盡せる旨一

記載しあり。一方捌き方擴張の爲め引替所を河

内に設置するの要を生じ、慶應三年五月河内菱屋新田に一ヶ所増設し、藩にて極力これが流通を計れり。

慶應三年正月四日、右銀札通用のみにては不便なりとて、前年一度願出でたる百文錢札の取交使用の事を允許方幕府に願出たり、左の願書は板倉伊賀守に提出せしものなり。

去寅十二月御許容被成候大和、河内、和泉、攝津、播磨五ヶ國通用銀札ノ儀此節銀高一匁宛ヲ以取扱試候處當時世上金錢通用專ラ有之候ニ付銀通用ノ札ノミニテ下々取扱不便利相聞候間向後錢札百文ツ、ノ高ヲモ取交取扱被致度候此段御談申上候様紀伊殿被申付候事之に對し、十一月を以つて

御書面之通被成候様可被申上候事

といふ返事ありたり。つまりお上へ通達せりとの返信にして程なく錢札取交を行ふことになり

たり。

かゝる方法にて一時を糊塗せんとせしに、一方には天下の人心動搖し、物價も亦安定を欠き、而かも國費の入用非常に多く、到底所期の目的を達するを得ざりき。茲に於て終に慶應三年八月、豫ての希望にして一度願出で不許可となれる百文錢(天保當百)を鑄造するの免許を幕府に乞ひ、許されて江戸深川にて鑄造することとなり。こゝに至る迄には可なり裏面の運動ありしが如き形跡あれども、然れどもこれ寧ろ江戸に於ける紀州侯の體面維持の策に出でたるものにして、紀州本國に於ては敢て關係なき所なり。されど銅錢鑄造は明治維新に至り官軍の爲めに差押へられ、何等發行の目的を達するを得ず、一方五ヶ國流通札も何等急を救ふの力なく、紀州の財政は全く闇黒の姿となれり。

(此章未完)

英國穀物市場の史的考察(二)

高 木 壽 一

三

マナー制度の中核をなす主要特徴たる Villainage は、農民の大部分を構成せる隸農の「身分 status」に對して與へられたる名稱として、又、土地保有の或形態に對する名稱としての、二個の意義を有するものとして見なければならぬ。而して後者の意義即ち、隸農小作 (villain tenure) の本質たるものは、隸農役務の不確定に存せるものにして、隸農は彼の領主が命ずる所の方法及び分量に於て領主に役務を捧げなければならなかつた。此制度の主要目的は領主耕地 (demesne) の耕作のために充分なる勞働の供給を確保することに在つた。然るに此領主耕地

耕作のための強制勞働が雇傭勞働に代られたる時、所謂、役務の貨幣代納 (Commutation) が行はるるに到りし時、マナーなる共同團體は瓦礫の途に向つた、假令、隸農小作に於ける大變化にも係らず、身分として Villainage 即ち隸農の身分については何等の變化も生ぜざりしにもせよ Villainage なる制度のなさんとする主要目的は最早滿されざることとなり、其制度存在の理由は消滅したのである。蓋し、領主は身分としての villainage より殆ど何等の利益をも受け得ないからである。マナー制度存続の經濟的基礎が茲に失はれたのである。

隸農役務の貨幣代納なることは既に夙く、一一〇年以前に存したる證左を認むれども、寧ろ、例外的現象と見るべく、其後も貨幣代納の程度は種々雜多にして、決して完全なる役務の貨幣代納とは稱し得ざるものが多かつたのであ